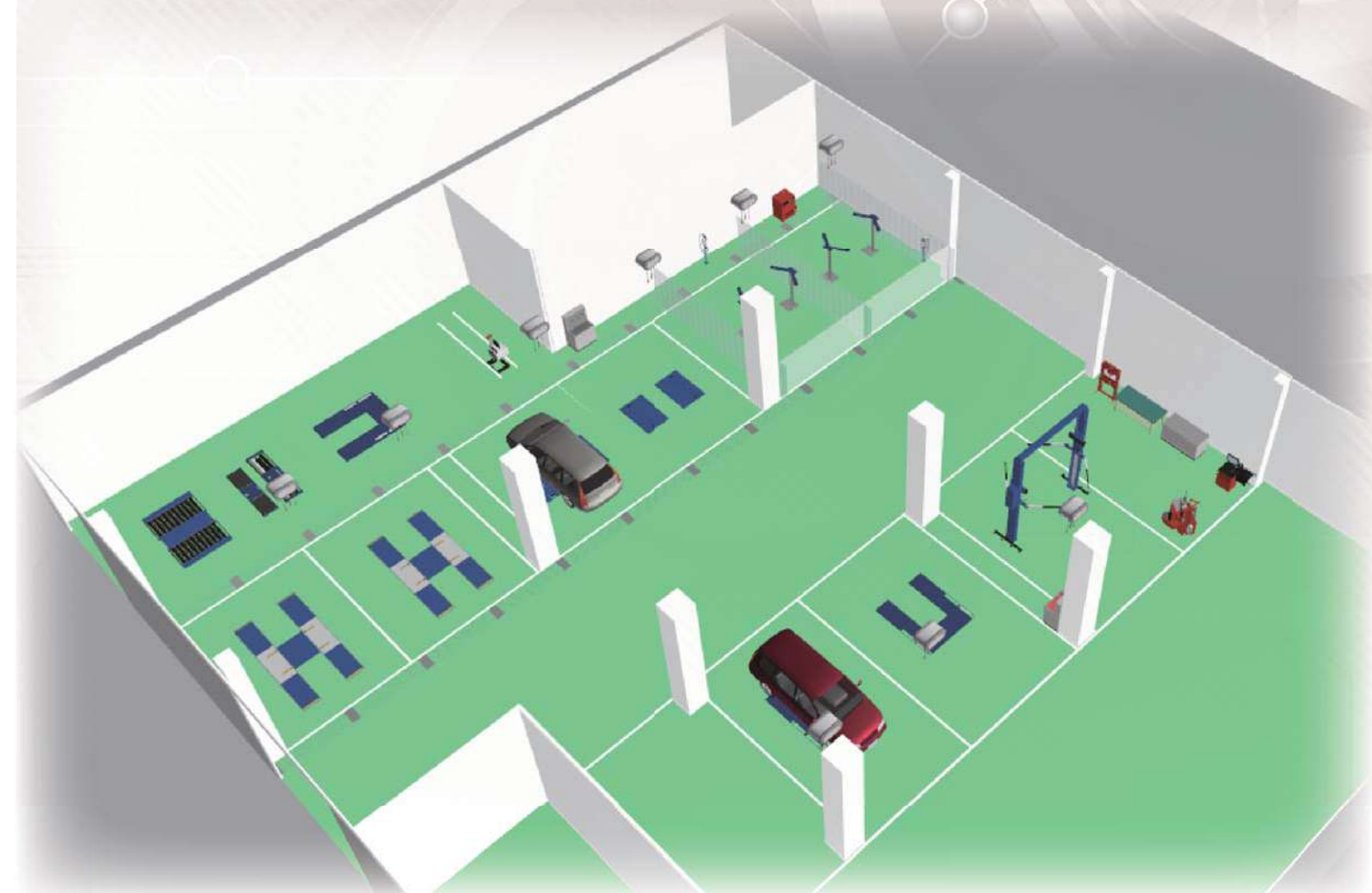


認証・指定・ 特定整備 ガイドンス

⚠ 安全に関するご注意

正しく安全にお使いいただくため、ご使用の前に必ず「取扱説明書」をよくお読みください。

株式会社 アルティア



株式会社 アルティア

⚠ 安全に関するご注意 正しく安全にお使いいただくため、ご使用の前に必ず「取扱説明書」をよくお読みください。

株式会社 アルティア

札幌支店	〒007-0803	北海道札幌市東区東苗穂三條 3-1-81	TEL : 011-786-2010
仙台支店	〒983-0034	宮城県仙台市宮城野区扇町 3-2-15	TEL : 022-783-3810
首都圏支店	〒104-6206	東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア Z 6 階	TEL : 03-6777-0331
関東信越支店	〒104-6206	東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア Z 6 階	TEL : 03-6777-0334
名古屋支店	〒465-0035	愛知県名古屋市中区東区豊が丘 26 番地	TEL : 052-775-4010
大阪支店	〒556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町 3-7-11	TEL : 06-7708-8820
広島支店	〒733-0842	広島県広島市西区井口 5-25-21	TEL : 082-277-2340
福岡支店	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵 3-6-1	TEL : 092-411-5351
機工営業部	〒104-6206	東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア Z 6 階	TEL : 03-6777-0038
海外課	〒104-6206	東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア Z 6 階	TEL : 03-6777-0065

- 仕様は予告なく、変更することがありますので、あらかじめご了承願います。
- ご用命・ご相談はお近くの各販売会社・アルティア各支店までどうぞ。

販売店



<https://altia.co.jp>



■ 自動車検査の現状	02
■ 自動車整備事業の設立	02
■ 特定整備認証の基準	03
■ 特定整備認証の基準(分解整備)	04
■ 認証工場の変更届	06
■ 特定整備認証の基準(電子制御装置整備)	07
■ 特定部品専門認証の基準	09
■ 指定の基準(指定自動車整備事業)	11
■ 整備工場レイアウトガイド	13
■ 認証設備機器一覧	15
■ 特定整備認証機器一覧	19
■ 指定設備機器一覧	21

■ 自動車検査の現状

はじめに

本ガイドンスはこれから自動車整備事業へのお取り組みをご検討されている皆様と指定資格取得を検討されている皆様を対象に製作したものです。

近年はボーダーレス化の進行に伴い、特に車検ビジネスにおいては、様々な営業展開が模索されております。

車検ビジネスは安全、環境保護の見地から道路運送車両法などを基盤とする法制度の中で運用されております。

そのため、本ガイドンスでは主に、車検ビジネスをスタートするための各種関係法令、設備基準のポイントなどを掲載しました。

各種の法規則の趣旨内容をご理解の上、ビジネス展開をご検討いただきますようお願い申し上げます。

整備業をめぐる変化

カテゴリー	法令・制度・新技術	内容
安全性向上	ASV(先進安全自動車)技術	ドライバーの安全を支援するために、衝突被害軽減ブレーキ（正式名称：前方障害物衝突被害軽減制動制御装置）・レーンキープアシスト（正式名称：車線維持支援装置）・全車速ACC(正式名称：全車速域定速走行・車間距離制御装置)等の高度技術を実用化
	大型車の車輪逸脱防止	大型車の車輪逸脱に伴う重大事故を防止するべく、タイヤを既定のトルク値で締めるだけでなく、50km～100km走行後の増し締め、日常点検を実施することが必要
	特定整備制度【2020年～】	「自動ブレーキ」や「車線維持機能」高度な先進技術を搭載した車種の整備・改造には電子制御装置作業（＝エーミング調整）が義務化となり、「特定整備」認証取得のためには、条件を満たす設備・作業環境の整備・作業員の確保が必要
車両診断	スキャンツールの活用	点検整備の際、車載式故障診断装置(OBD)の装備された車種において、故障コード(DTC)を読み取り、故障箇所の特定等に活用する。(2021年10月よりOBD点検が開始)
情報化への対応	OSS（ワンストップサービス）	自動車保有に伴う手続き(継続検査、登録、保管場所証明、自動車諸税の納入など)がインターネットで行なえるよう、各省庁、自治体にわたるシステムを構築
車検制度	車検拒否制度【2006年6月～】	駐車違反の車両使用者に対する責任を強化するため、放置車両確認証書貼り付け後の翌日から30日後までに納付を行わなかった場合、自動車検査証の返付は不可
	審査時における車両状態【2017年2月～】	シートベルト警告灯やドライブレンジ表示灯だけでなく、ブレーキ警告灯・エアバック警告灯・ABS警告灯・エンジンチェックランプの警告灯が点灯又は点滅している自動車については審査を行わない
	OBD車検【2024年10月～】	運転支援機能や自動運転機能をはじめとする複雑、高度な制御を実現するため搭載されているセンサやエンジンコントロールユニット（ECU）などの不具合を故障コード（DTC）で読み取り、車検時に特定DTCが検出された場合、検査不合格とする ※ 国産車：2021年10月1日以降生産の新型車・輸入車：2022年10月1日以降生産の新型車より対象
環境対策 健康対策	自動車リサイクル法【2005年1月～】	ゴミを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、クルマのリサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を定めた法律 使用済み自動車の引き取り・引き渡しを行う場合は「引き取り業者」として都道府県知事に登録管理情報センターへの「電子マニフェスト」による報告が義務付けられる
	健康障害防止措置（金属アーク溶接等作業）	屋外作業等/継続して行う屋内作業場にて発生する、溶接ヒューム(金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子物質)について、新たに特定化学物質障害予防規則の特定化学物質(管理台2類物質)に認定 事業者は作業員の健康維持の為、換気装置の設置や保護具の支給・特定化学物質作業主任者の選任等が義務づけられる

■ 自動車整備事業の設立

自動車特定整備事業の認証

自動車の点検整備をするとき、自動車の特定整備を必要としますが、特定整備にはきわめて高度な技術が必要です。

自動車の特定整備には自動車の安全性の確保、公害の防止、環境の保全が図られるという重要性から、一定の基準に達するよう道路運送車両法に「認証」という制度が定められています。

「認証」とは、事業を営営しようとする人が一定の要件を備え、自動車の特定整備に関する技術水準が適正であると思われた場合に、地方運輸局長が自動車の特定整備を行うことを承認するものです。

認証制度には車両整備の全てを行う認証工場と、一部の装置のみの整備を行う特定部品専門認証工場があります。

自動車特定整備事業の指定

認証工場のうち、自動車の整備について一定の基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、自動車の検査の設備を有し、かつ、自動車の検査を行う者（「自動車検査員」と言います）を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、地方運輸局長が自動車整備事業の指定をしています。

この指定工場に車検を依頼した場合、指定工場では、自動車の点検整備を行い、自動車検査員が検査を行った結果、保安基準の適合性を証明し、保安基準適合証を交付します。この保安基準適合証を運輸支局、自動車検査登録事務所等に提出することにより、車両の持ち込みが省略できます。

■ 特定整備認証の基準

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)により、認証を要する自動車の分解整備の範囲を、取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われました。

特定整備には、従来の「分解整備」と「電子制御装置整備」があります。

「分解整備」とは 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、緩衝装置、連結装置を取り外して行う自動車の整備または改造を言います。 (道路運送車両法第49条第2項、同施行規則第3条) 一般的に、自動車の点検・整備には分解整備を伴いますので、自動車サービスビジネスへの取り組みをご検討の場合は認証または指定の取得が必須となります。
「電子制御装置整備」とは 自動運行装置・衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)・自動命令型操舵機能(レーンキープアシスト)の取外し、取付位置あるいは、取付角度の変更または、機能の調整を行う整備または改造を言います。

(1) 事業の種類と対象自動車

「自動車特定整備事業」は自動車の種類によって次の3種類に分けられています。(車両法第77条)

- ① 普通自動車特定整備事業
- ② 小型自動車特定整備事業
- ③ 軽自動車特定整備事業

なお、小型四輪自動車は、普通自動車特定整備事業にも含まれ、小型自動車特定整備事業にも含まれます。
したがって、すべての自動車を対象とする場合には、普通自動車事業と小型自動車整備事業の認証が必要になります。
また、各事業ごとに対象とする自動車の種類が決められており、これらを整理すると右の表ようになります。

※特定整備は、従来の分解整備と、新たな電子制御装置整備で構成されています。

特定整備事業の種類	対象自動車	整備できる範囲
普通自動車	普通(大)	車両総重量8t以上の車両 最大積載量5t以上の車両 定員30人以上の車両
	普通(中)	車両総重量8t未満の車両 最大積載量2tを超え5t未満の車両 定員11人以上30人未満の車両
	大特	大型特殊自動車
	普通(小) 普通(乗)	最大積載量2t以下の車両 定員10人以下の車両
	小四	小型四輪自動車
	小三	小型三輪自動車
小型自動車	小二	小型二輪自動車
	軽	軽自動車
軽自動車	軽	軽自動車

(2) 認証の基準

整備主任者の選任

整備主任者の資格としては次のいずれかが必要です。

- ①1級または2級整備士の資格を有している者。
- ②国の自動車検査官を経験した者。
- ③軽自動車検査員を経験した者。

※電子制御装置整備主任者は、1級整備士または、一定の基準を満たす講習を受講した者。

従業員の構成

従業員の構成は、整備主任者の他に、分解整備に従事する人員が最低1名以上必要です。

整備士については従業員が5人以上の場合、従業員数を4で割った数(1未満の端数は1に数える)の整備士が必要です。

特定整備に従事する従業員数	自動車整備士有資格者数
2人～4人	1人以上
5人～8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

申請者の適格性

下記に該当する申請者は不適格として認証されません。

- ①車両法に規定する罪を犯して1年以上の実刑を受け、執行後2年を経過しない者。
- ②認証の取り消しを受け2年を経過しない者。
- ③未成年または禁治産者であって、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当する者。
- ④法人であって、その役員の内①②または③のいずれかに該当する者がいる場合。

整備作業場の面積基準

対象とする自動車の種類により、作業場の面積基準が設けられています。(次ページ参照)

設備機器に関する基準

設備基準に基づく設備機器を有する必要があります。

(5ページ参照)

■ 特定整備認証の基準(分解整備)

整備作業場の面積基準(電子制御装置整備を除く) ※電子制御装置整備面積基準に関してはP.7をご覧ください。

設備の基準は下表の通りですが、最高位の対象車両の整備ができるものを保有する事が必要です。

認 証 種 類	対象となる自動車	車両の登録番号								屋内作業場					車両置場		面積合計	
										車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場					
										間 口	奥行き		間 口	奥行き	間 口	奥行き		
普通自動車 特定整備事業	普通自動車(大型)	1	2	3				8		5m 以上	13m 以上	12㎡ 以上	5m 以上	13m 以上	3.5m 以上	11m 以上	180.5㎡ 以上	
	大型特殊自動車							9	0	5m 以上	10m 以上	12㎡ 以上	5m 以上	10m 以上	3.5m 以上	8m 以上	140㎡ 以上	
	普通自動車(中型)	1	2	3				8		4.5m 以上	8m 以上	10㎡ 以上	4.5m 以上	8m 以上	3m 以上	6m 以上	100㎡ 以上	
	普通自動車(小型)	1		3				8		4.5m 以上	8m 以上	10㎡ 以上	4.5m 以上	8m 以上	3m 以上	6m 以上	100㎡ 以上	
	普通自動車(乗用)			3		5		7	8		4m 以上	8m 以上	8㎡ 以上	4m 以上	8m 以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡ 以上
	小型四輪自動車				4	5		7	8		4m 以上	8m 以上	8㎡ 以上	4m 以上	8m 以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡ 以上
小型自動車 特定整備事業	小型四輪自動車				4	5		7	8		4m 以上	8m 以上	8㎡ 以上	4m 以上	8m 以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡ 以上
	小型三輪自動車						6	7	8		4m 以上	8m 以上	8㎡ 以上	4m 以上	8m 以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡ 以上
	小型二輪自動車	車両番号								3m 以上	3.5m 以上	4㎡ 以上	3m 以上	3.5m 以上	2m 以上	2.5m 以上	30.0㎡ 以上	
	軽自動車	車両番号								3.5m 以上	5m 以上	6.5㎡ 以上	3.5m 以上	5m 以上	2.5m 以上	3.5m 以上	50.25㎡ 以上	
軽自動車 特定整備事業	軽自動車	車両番号								3.5m 以上	5m 以上	6.5㎡ 以上	3.5m 以上	5m 以上	2.5m 以上	3.5m 以上	50.25㎡ 以上	

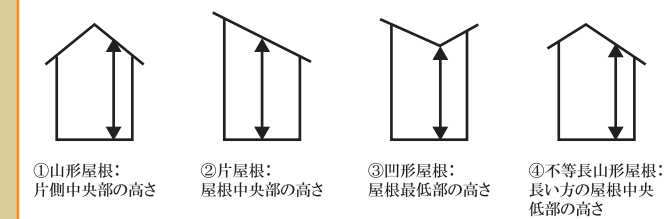
備考：面積は対象車両の組み合わせの中で最も広いものが必要で、且つ、それぞれの対象車両に必要な機械器具が備え付けられていないければならない。
また、電子制御装置整備の認証には、別途作業場が必要(兼用も可能) 詳細につきましては、P.7をご覧ください。

<面積基準の注記>

1. 表中にある面積は同一敷地内であること。
2. 車両整備作業場と点検作業場の天井高さは、対象車両をジャッキアップして整備や点検作業を行うのに十分な高さであること。
3. 間口、奥行きについては、内側で測定した数値とする。
4. 屋内作業場は平滑に舗装されていること。
5. 車両置き場は屋内外のどちらでもよく、また舗装されていなくてもよい。

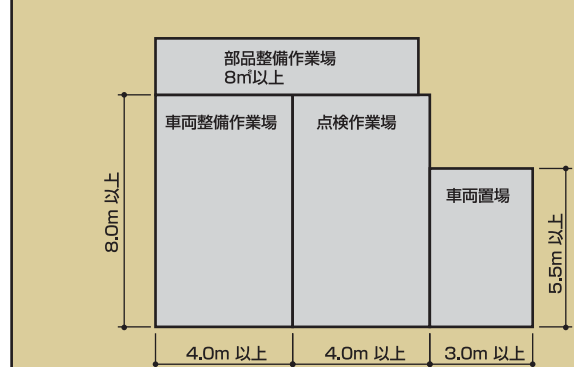
※屋内作業場の入り口、天井の高さは指導基準であり、測定は右図による。
詳細は各地区の自動車整備振興会にお問合せ下さい。

【天井高さの測定位置】



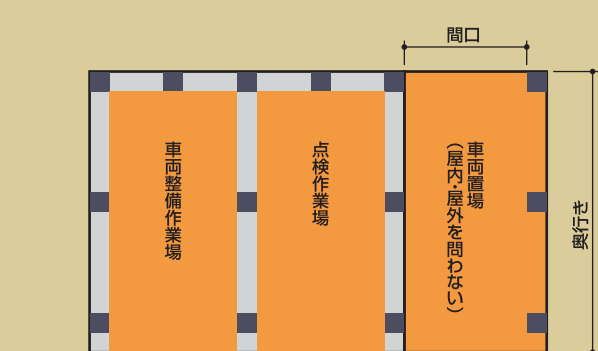
面積基準例【分解整備のみの場合】

(普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車)



有効面積基準

(部分が有効な面積となります。 ■ は柱になります。)



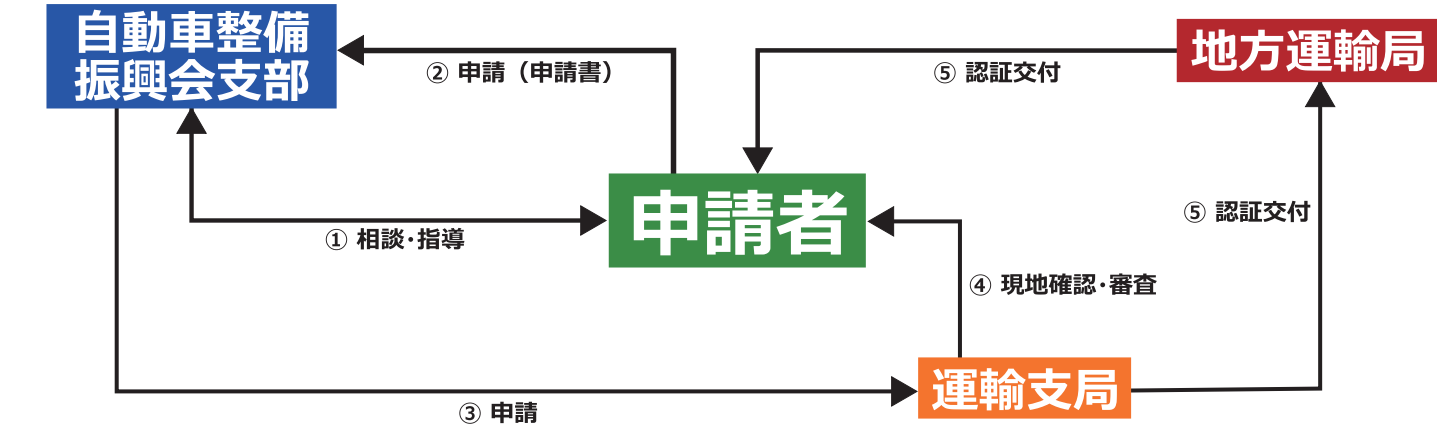
設備の基準は下表の通りですが、最高位の対象車両の整備ができるものを保有する事が必要です。

対象とする装置の種類		備考
作業機械等		
作業機械	(1) プレス	小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が一輪の小型自動車であるものにあつては、(1)・(2)・(3)・(4)に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	
	(3) チェーン・ブロック	
	(4) ジャッキ	
	(5) バイス	
	(6) 充電器	
	(7) 水準器 ◆	
作業計器	(8) ノギス	
	(9) トルク・レンチ	
点検計器 および 点検装置	(10) サーキット・テスト	1. 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車が一輪の大型特殊自動車であるものにあつては、(9)から(12)までに掲げるものを除く。 2. 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が一輪の小型自動車および二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、(9)から(11)までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、(9)から(11)までおよび(13)に掲げるものを除く。 3.ガソリンまたは液化石油ガスを燃料とする 原動機の点検を行わない事業場にあつては、(6)・(14)および(15)に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、(3)に掲げるものを除く。
	(11) 比重計	
	(12) コンプレッション・ゲージ	
	(13) ハンディ・バキューム・ポンプ	
	(14) エンジン・タコ・メータ	
	(15) タイミング・ライト	
	(16) シックネス・ゲージ	
	(17) ダイアル・ゲージ	
	(18) トーイン・ゲージ	
	(10) キャンバ・キャスト・ゲージ	
	(19) ターニング・ラジアル・ゲージ	
	(20) タイヤ・ゲージ	
	(21) 検車装置	
	(22) 一酸化炭素測定器	
	(23) 炭化水素測定器	
	(24) 整備用スキャンツール ◆	
工具	(25) ホイール・プーラ	
	(26) ベアリング・レース・プーラ	
	(27) グリース・ガン またはシャシ・ルブリケーター	
	(28) 部品洗浄槽	

※ ◆印の「水準器」・「整備用スキャンツール」は特定整備認証(電子制御装置整備)取得の場合必須になります。
また、電子制御装置の要件として、ターゲット等の専用器具や整備に必要な情報については、別途、整備作業要領書が入手できるインターネット環境等の体制を整える必要があります。

(3) 認証申請の手続き

認証の申請書は申請者が各運輸支局を経由して地方運輸局長に提出されます。申請に必要な書類等は各地区の自動車振興会にて準備されております。申請についての詳細は自動車振興会へご相談ください。



■ 認証工場の変更届

1. 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事柄について変更が生じた際には、その事由が生じた日から30日以内に運輸局長に届け出なければならない。
- 1) 氏名又は名称及び、住所。
 - 2) 法人にあつてはその役員の氏名。
 - 3) 事業場の設備の内、運輸省令で定める特に重要なもの。
 - 4) 事業場の所在地。
2. 自動車特定整備事業者が次の各号の一つに該当する場合は、該当各号に掲げるものは、その事由が生じた日から30日以内に、運輸局長に届け出なければならない、
- 1) 自動車特定整備事業者が死亡した時(その相続人)
 - 2) 自動車特定整備事業者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散した時(その清算人)
 - 3) 自動車特定整備事業者たる法人が合併により解散した時(その役員)
 - 4) 自動車特定整備事業者たる法人が破産により解散した時(その破産管財人)
 - 5) 事業を廃止した時(自動車特定整備事業者であった者)
 - 6) 自動車特定整備事業者たる法人が事業を廃止の時(自動車特定整備事業者であった者の役員)

■ 認証申請及び、その他変更届出に関する提出書類一覧

対象とする自動車の種類及び、対象とする装置の種類により、作業場の面積基準が設けられています。

提出書類	新規認証	事業の種類変更	対象自動車の変更	相続	合併	譲受	事業者の氏名(変更)	事業場の位置(変更)	事業場の設備(変更)	事業場の名称所在地(変更)	検査主任者選任(変更)	役員名簿(変更)	備考
自動車特定整備事業認証申請書(第1号様式)	○	○	○	○		○	○	○	○				
役員名簿(法人)	○					○	○	○				○	
資金調達状況調査(第2号様式)	○	○											貸借対照表、損益計算書、財産目録等関係必要書類
整備主任者選任届(第8号様式)	○				○	○	○			○			
認証書(第6号様式)		○	○	○									
事業場の全景(写真)	○		○					○	○				ポラロイド写真は原則不可
車両整備・点検作業場／部品整備作業場の写真	○		○					○	○				ポラロイド写真は原則不可
その他(板金塗装等)作業場の写真	○		○					○	○				ポラロイド写真は原則不可
車両置場／事務所の写真	○		○					○	○				ポラロイド写真は原則不可
認証基準で定める作業用機械工具類の写真	○		○					○	○				ポラロイド写真は原則不可
従業員名簿	○												所定の様式に記載
整備士合格証(写)	○												整備技能者手帳の合格証明書欄の(写)でも可
建築確認証(写)	○		△					○	△				建築基準法による「検査済証」又は「確認通知書」
工場設置確認証(写)	○		○					○	○				条例による工場設置認可書又は工場認定書の(写)
登記簿謄本(法人)	○				○	○	○						法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は住民票、戸籍謄本
その他、特に必要と認められる書面	○		△			△	△	△	△	△	△	△	賃貸契約書、印鑑証明書、同意書など必要に応じて求められるもの

○印:必ず必要 △印:該当する場合に必要 ※申請書の様式や必要書類は各都道府県により異なりますので必ず各地区の整備振興会にて相談ください。

■ 特定整備認証の基準 (電子制御装置整備)

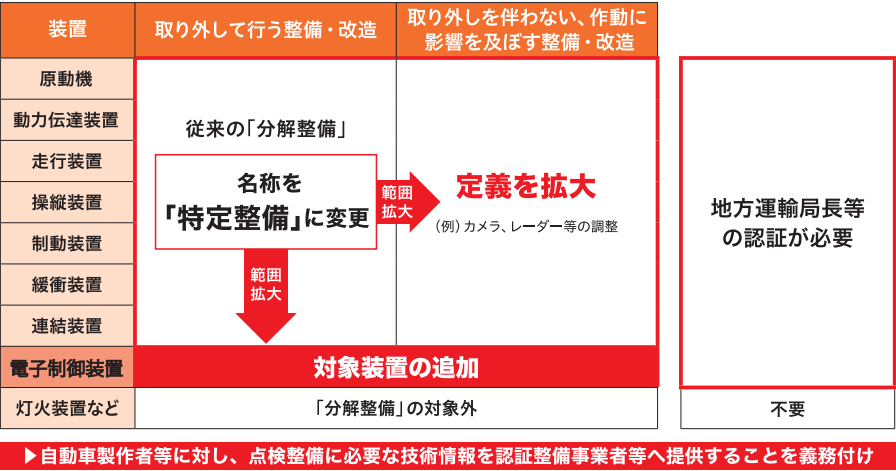
■ 「道路運送車両法の一部を改正する法律案」と「特定整備」について

「道路運送車両法の一部を改正する法律案」が2019年5月24日に公布され、特定整備制度は**2020年4月1日に施行**されました。

(点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響を考慮し、点検基準は**2021年10月**に施工)

「特定整備」とは、近年新型車への装着が急拡大する「自動ブレーキ」や「自動車線維持機能」などの先進安全技術が高度かつ複雑なセンシング装置と電子制御装置で構成されている中、これらの装置が故障した場合には、取り外しを伴わなくても作動に影響を及ぼす恐れがある整備・改造にまで定義を拡大した整備を指します。

従来の「分解整備」から、**自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要な)ものとして、電子制御装置整備作業が追加**となり、「特定整備」に名称が変更となります。



■ 「電子制御装置整備」とは？

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要な)ものとして、以下が、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)となります(=エーミング調整)。

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)
※カメラやレーダーを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラやレーダーを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着
※その後、カメラ等の機能調整が必要となるため
- 複眼カメラ

カメラ、ミリ波レーダー複合型

市販車に搭載されている、前方をセンシングするためのデバイスの例

■ 「電子制御装置整備」における新点検基準

OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付けられました。

<点検の対象となる警告灯>	<点検の実施方法>	<整備の実施方法>
点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しない恐れがあるものとして警報するものに限る。)	イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けていないかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する)	点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなる恐れがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う

■ 「特定整備」の認証を取得するためには？

特定整備の追加に伴い、認証の種類は下記の3種類となります。また、特定整備の認証を取得するためには規定の作業場面積・設備・工具の条件を満たす必要があります。

- ① **分解整備のみを行うパターン(従来と変更なし)**.....従来通り、車検整備を行うことができる・新たに特定整備に該当する作業を行うことはできない

② **特定整備の対象作業・電子制御装置整備のみを行うパターン**.....新たに特定整備に該当する作業のみを行うことができる

③ **分解整備を行うパターン／電子制御装置整備を行うパターン**.....従来通り、車検整備を行うことができる・新たに特定整備に該当する作業を行うことができる
- ◆電子制御装置整備に関する設備・作業機械等要件

◆電子制御装置整備に関する工具要件

普通自動車(乗用車)の場合		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	間口	2.5m(屋内※1 2.5m) 参考：現行の基準 4m	←
	奥行	6m(屋内※2 3m) 参考：現行の基準 8m	←
	天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←
	床面は平滑であること		←
車両置場	間口	3m以上	←
	奥行	5.5m以上	←
作業機械等	作業計器(保有義務)	水準器(サイズ指定なし)	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)	整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)	点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例：整備作業要領やP C、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)	自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	-

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値
※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値
※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

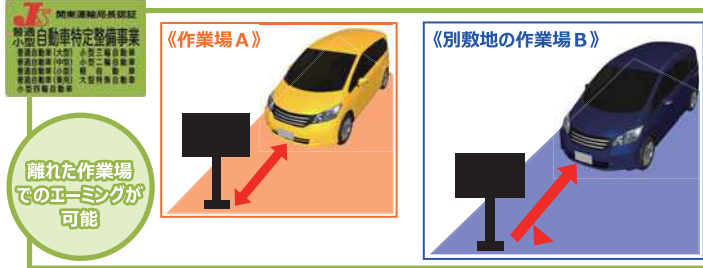
■ 電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

対象とする自動車	エーミングに必要な寸法(車両前部)	電子制御装置点検整備作業場の寸法	うち、屋内の寸法	(参考) 屋内作業場の現行基準(車両整備作業場の寸法)
普通(大)	5m×5m	16m×5m	7m×5m	13m×5m
普通(中)	5m×指定なし	13m×3m	7m×3m	10m×5m
普通(小)	1m×2m	7m×2.5m	3m×2.5m	8m×4.5m
普通(乗用)	1m×2m	6m×2.5m	3m×2.5m	8m×4m
小型 四輪	1m×2m	6m×2.5m	3m×2.5m	8m×4m
小型 三輪	1m×2m	6m×2.5m	3m×2.5m	8m×4m
小型 二輪	-	-	-	3.5m×3m
軽	2m×指定なし	5.5m×2m	4m×2m	5m×3.5m

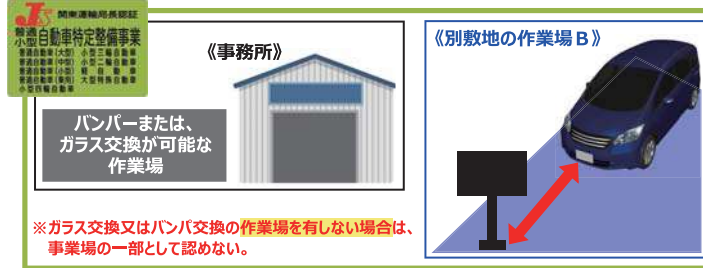
※エーミング作業が実施できるよう、作業場の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保すること。
※自動車型式の固有の技術上の情報に基づいた手順・条件等で実施すること。

■ 離れた作業場及び設備の共用について

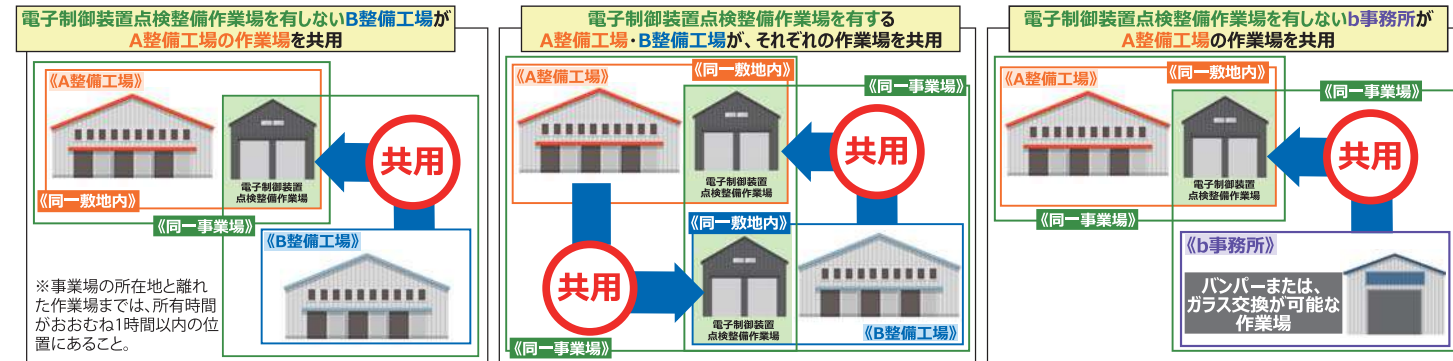
エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。自動車分解整備事業の認証を受けた場所と**離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。**



事務所及びバンパー交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることが可能。

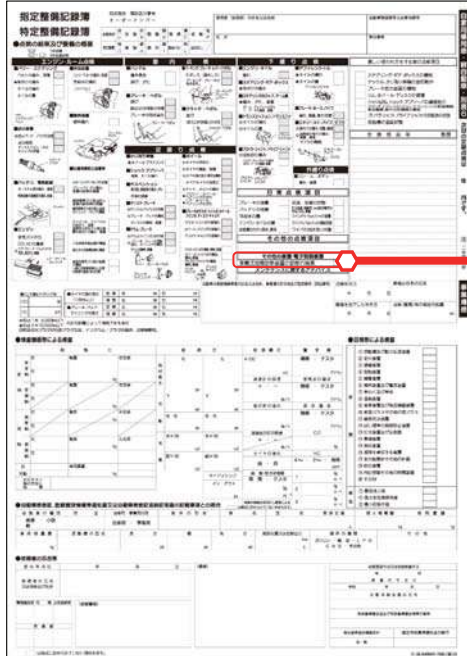


電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用を可能とする。共用対象は、電子制御装置点検整備作業場、バンパー・ガラス交換作業場、車両置場に限る。また、事業場の所在地と離れた作業場までは、所有時間がおおむね1時間以内の位置にあることが求められる。



■ 指定整備記録簿変更・記載方法

▶ 自家用乗用の場合



電子制御装置整備作業における新点検基準が施行に伴い、指定整備工場においては、車検時にはこの新点検基準にて点検整備を行い保安基準適合証を発行する事となります。
この為、この新点検基準に準じた指定整備記録簿を車検時に使用する事が義務付けられております。
※従来の分解整備記録簿は使用不可になります。「特定整備記録簿」をご使用ください。

【新点検項目】車載式故障診断装置の診断結果記入例

▶ 異常なしの場合

その他の装置・電子制御装置	車載式故障診断装置の診断の結果	✓
---------------	-----------------	---

▶ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

その他の点検項目	注◎ガラス(内) ◎レーダー ◎エーミング	
その他の装置・電子制御装置	車載式故障診断装置の診断の結果	注

▶ レーダー交換を外注元・エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元	その他の点検項目	注◎レーダー ◎エーミング(外)
その他の装置・電子制御装置	車載式故障診断装置の診断の結果	注

外注先	その他の点検項目	注◎エーミング(外)
その他の装置・電子制御装置	車載式故障診断装置の診断の結果	注

指定整備記録簿の様式や記載方法は地域により異なる場合がありますので、必ず管轄の自動車整備振興会へお問い合わせください。

■ 特定部品専門認証の基準

特定部品専門の自動車整備認証制度の創設は、原動機・動力伝達装置・制動装置などの特定の装置を専門的に整備・部品交換する整備工場です。用品販売店、タイヤショップ、ガソリンスタンドなどに併設する整備工場を含めて、自動車整備サービスの一層の多様化を目指したものです。

これまで、自動車特定整備事業の認証制度では、特定整備の対象である7つの装置（原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置）全ての整備を行う事を前提として、設備・人員について必要な要件が定められていました。

自動車整備の多様化を推進するために特定の装置を専門に整備する工場を対象とする認証制度が創設されました。

その要件は、人員については1996年8月に緩和した基準（認証制度）とし、設備について7つ装置ごとにそれぞれ最低限必要な作業場、整備用機器が定められ、さらに7つの装置のあらゆる組み合わせについて整備を行う事業も可能となりました。

これにより例えば普通乗用車及び小型四輪車（3・4・5ナンバー）について、プレーキ専門に行う認証工場は従来の認証工場と比較して面積72㎡→53㎡（26％減）、整備機器の数30→16（47％減）になります。

(1) 専門認証工場の基準

面積基準

対象とする自動車の種類及び、対象とする装置の種類により、作業場の面積基準が設けられています。

認証の 種類	特定整備の種類		屋内作業場					車両置場		面積 合計	
	対象とする自動車の 種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行		
			間口	奥行		間口	奥行				
普通自動車特定整備事業（分解整備）	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m 以上	11m 以上	180.5㎡以上	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上			165.5㎡以上	
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上			133㎡以上	
	大型特殊/普通自動車(中型) ・車両総重量2t超過 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものは除く	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m 以上	8m 以上	140㎡以上	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上			125㎡以上	
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上			101.5㎡以上	
	普通自動車(小型) ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車/広告宣伝用自動車 ・霊柩車その他特殊用途に供するもの ・上二欄に掲げるものは除く	原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m 以上	6m 以上	100㎡以上	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上			87㎡以上	
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上			69㎡以上	
	小型自動車（分解整備）事業	普通自動車(その他のもの) 小型四輪自動車 小型三輪自動車	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m 以上	5.5m 以上	88.5㎡以上
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			69.5㎡以上
			連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上			57.9㎡以上
小型二輪自動車		原動機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m 以上	2.5m 以上	30㎡以上	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置									
		連結装置									
（特定軽自動車分解整備事業）	軽自動車	原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m 以上	3.5m 以上	50.25㎡以上	
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上			44.05㎡以上	
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上			36.75㎡以上	

備考:二つ以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び、車両置場の規模は該当する分解整備の種類ごとに定められている基準の全てに適合するものでなければならない。

設備基準

対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	電子制御装置整備	備考
作業機械	(1) プレス	●	●	●	●	●	●	●		小型自動車特定整備事業で対象とする自動車 が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号および第4号に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	●	●	●	●	●	●	●		
	(3) チェーン・ブロック	●						●		
	(4) ジャッキ	●	●	●	●	●	●			
	(5) バイス	●	●	●	●	●	●	●		
	(6) 充電器	●								
	(7) 水準器 ◆								●	
作業計器	(8) ノギス	●	●	●	●	●	●	●		
	(9) トルク・レンチ	●	●	●	●	●	●	●		
点検計器および点検装置	(10) サーキット・テスタ	●	●	●	●	●	●	●		1) 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車 がキャブピラを有する大型特殊自動車であるもの にあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2) 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車 が三輪の小型自動車および二輪の小型自動車であるもの 並びに三輪の小型自動車であるもの にあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、 二輪の小型自動車であるものにあつては、 第9号から第11号までおよび第13号に掲げるものを除く。 3) ガソリンまたは液化石油ガスを燃料とする 原 動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、 第14号および第15号に掲げ るものを、内燃機 関の点検を行わない事業にあつては、第3号に 掲げるものを除く。
	(11) 比重計	●								
	(12) コンプレッション・ゲージ	●								
	(13) ハンディ・バキューム・ポンプ	●	●		●	●				
	(14) エンジン・タコ・テスタ	●	●		●					
	(15) タイミング・ライト	●								
	(16) シックネス・ゲージ	●	●	●	●	●		●		
	(17) ダイヤル・ゲージ	●	●	●	●	●	●			
	(18) トーイン・ゲージ			●	●		●			
	(10) キャンバ・キャスタ・ゲージ			●	●		●			
	(19) ターニング・ラジラス・ゲージ			●	●		●			
	(20) タイヤ・ゲージ			●						
	(21) 換車装置	●	●	●	●	●	●			
	(22) 一酸化炭素測定器	●								
	(23) 炭化水素測定器	●								
	(24) 整備用スキャンツール ◆								●	
工具	(25) ホイール・プーラ			●		●				小型自動車特定整備事業で対象とする自動車 が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号 および第2号に掲げるものを除く。
	(26) ヘアリング・レース・プーラ		●	●		●				
	(27) グリース・ガン またはシャシ・ブルリケータ	●	●	●	●	●	●	●		
	(28) 部品洗浄槽	●	●	●	●	●	●	●		

※ ◆印は、対象装置の項に挙げる装置を取り外して特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示します。

※ 電子制御装置整備の場合、その他の設備等の要件として、ターゲット等の専用器具や整備に必要な情報については、別途、整備作業要領書が入手できるインターネット環境等の体制を整えることが必須です。

人員に関する基準

人員については認証基準と同一です。（3ページ参照）

申請について

申請や書類については概ね、認証基準と同じです。（5ページ参照）
※詳しくは各地区の自動車整備振興会へご相談ください。

(2) 専門認証7つの種類とその内容

対象とする装置の種類	内容
1. 原動機	原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
2. 動力伝達装置	動力伝達のクラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト又は、デフアレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
3. 走行装置	フロント・アクスル(独立懸架装置を含む)又は、リアアクスルシャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く)の整備又は改造
4. 操縦装置	かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部、又は、かじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
5. 制動装置	制動装置のマスターシリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキチェンバー、ブレーキドラム(二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く)もしくはディスクブレーキのキャリバを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行う自動車の整備又は改造
6. 緩衝装置	緩衝装置のシャシばねを取り外して行う自動車の整備又は改造
7. 連結装置	牽引自動車または被牽引自動車の連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造

■ 指定の基準(指定自動車整備事業)

指定自動車整備工場制度は国の検査場で行う継続検査及び、中古新規検査、継続検査の再検査などの車検業務を民間の優れた検査施設を活用して行うために制定されたいわゆる民間の車検制度です。
指定工場では、適正な点検整備及び、選任された検査員による法に基づいた検査を厳重に実施し、保安基準に適合したと認めたときに『保安基準適合証』を交付することができます。
これにより国の検査場への現車の提示が必要なくなり、車検業務は大幅な合理化、省力化が図られます。

(1) 指定整備工場の基準について

基準では大きく分けると

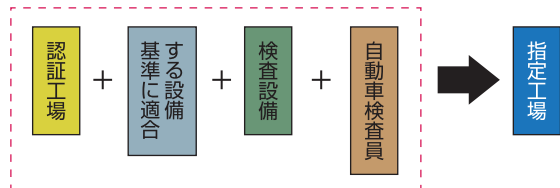
- ①指定基準に適合する設備、技術、管理組織
- ②作業場の面積
- ③自動車検査設備
- ④自動車検査員及び要員

が認証基準に基づく特定整備事業の対象自動車及び、検査対象自動車によって規定されています。
※電子制御装置整備の認証も取得していること。

指定の取得には個々の工場で検査設備を持つ「単独型」と、複数の特定指定工場が検査設備を共用する「共用型」があります。
いずれの場合も指定基準を満たしている必要があります。

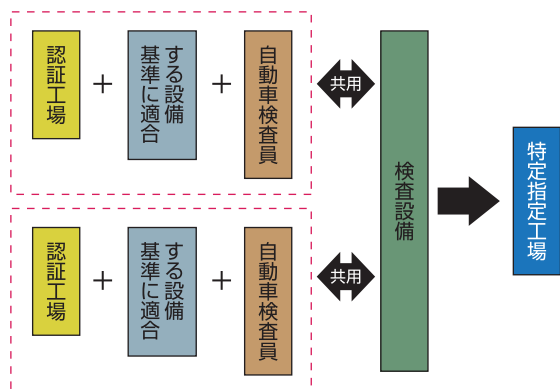
＜単独型の例＞

■自社工場に検査設備を持つ。



＜共用型の例＞

■複数の工場で検査設備を共用する。



自動車検査員

自動車の検査についての必要な知識、技能及び、相当の実務経験を備えるものを選任しなければならない。
検査員の資格は下記の通り。

- ①整備主任者として1年以上の実務経験を有し且つ、地方運輸局長の教習を終了したもの
- ②自動車検査官の経験を有するもの
- ③軽自動車検査員の経験を有するもの
- ④自動車独立行政法人第14条の審査事務を実施するものとして自動車の審査実務の経験を有するもの

自動車検査設備

検査用機械器具は、対象とする自動車を検査できるもので、型式認定又は、J A T Aの証明を受けた、次に挙げるものを備えていること。

- (イ) ホイールアライメントテスト又は、サイドスリップテスト
- (ロ) ブレーキテスト
- (ハ) 前照灯試験機
- (ニ) 音量計（騒音計）
- (ホ) 速度計試験機
- (ヘ) 一酸化炭素測定器
- (ト) 炭化水素測定器
- (チ) 黒煙測定器又は、オパシメータ

※対象とする自動車に、四輪以上の自動車が含まれていない場合には（イ）、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合には（チ）、軽油を燃料とする自動車に限定される場合には（ヘ）、（ト）を備えなくてもよい。

作業場の面積

- ①屋内現車作業場の面積は、認証基準に基づく「車両整備作業場」及び「点検作業場」の面積以上を要します。
- ②「その他の作業場」は屋内現車作業場の基準面積の外とします。
- ③「完成検査場」は屋内現車作業場の基準面積の外とします。

屋内現車作業場の面積に関する基準

認証種類	対象となる自動車	屋内現車作業場 (間口×奥行き)	車両置場	完成検査場
普通自動車 特定整備事業	普通自動車(大型)	10m×13m=130㎡以上	当該事業所の屋内現車作業場×0.3以上	対象とする車両の検査ができる面積 (必要面積は陸運支局又は各地区の自動車整備振興会にご確認ください)
	大型特殊自動車 普通自動車(中型)	10m×10m=100㎡以上		
	普通自動車(小型)	9m×8m=72㎡以上		
	普通自動車(乗用) 小型四輪自動車	8m×8m=64㎡以上		
	小型四輪自動車 小型三輪自動車	8m×8m=64㎡以上		
小型自動車 特定整備事業	小型二輪自動車	6m×3.5m=21㎡以上	同上	同上
	軽自動車	7m×5m=35㎡以上		
	軽自動車特定整備事業	7m×5m=35㎡以上		

※工場の入口通路は車両置場としては認められません。

指定基準に適合する設備、技術、管理組織

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4名以上	大型車を取り扱う場合は5名以上
1-2	整備士数	2名以上	自動車工の内の整備士数
1-3	整備士保有率	1／3人以上	自動車工の数に対する整備士の割合
1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業とする
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	当該事業所の屋内現車作業場×0.3以上	屋内、屋外を問わない
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	オイルバケットポンプ	○	
1-9	ホイールバルンサ	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあっては必要
1-10	フリーローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式でも可）
1-11	ラジエータキャップテスト	○	
1-12	電子計測機器	△	外部診断器等
1-13	検車装置	○	検車台、リフト、ビット等

＜表中記号＞ ◎印：機器の配置及び当該機器に係わる作業を行うために十分な面積を有していなければならない、その面積は屋内現車作業場の基準面積外とする。
○印：その事業所の作業を行うために十分な面積又は必要な数量、規模を有していなければならない。
△印：保有が望ましい。

(2) 指定申請の必要書類と手続き

指定の申請書類

- ①申請は各陸運局長を経由して、地方運輸局長が行います。
- ②申請は陸運支局で受け付けていますが、実質的には地区整備振興会が窓口となっています。
- ③申請には次の申請書類が必要ですが、様式は各都道府県により異なりますので、各地区の整備振興会にご相談ください。

	必要申請書類	認証→指定	認証→特定指定
①	指定申請書(第1号様式)	○	○
②	整備用主要設備機器一覧表(第5号様式)	○	○
③	自動車検査用機器一覧表(第2号様式)	○	○
4	同上精度試験成績表(写)	○	○
5	完成検査場平面図 1/50	○	
6	共同設備の完成検査場平面図 1/50		○
7	共同設備の検査成績表・校正結果証明書(写)		○
⑧	共同設備使用届(第4号様式)		○
9	自動車検査用機器使用契約書(写)		○
⑩	特定指定工場一覧表(第11号様式)		○
11	事業者及び事業場の沿革	○	○
12	認証書(写)	○	○
13	事業場組織図	○	○
⑭	自動車検査員選・辞任届(第3号様式)	○	○
15	賃借対照表及び損益計算書	○	○
16	事業場平面図及び設備機器配置図	○	○
⑰	車検成績表(第7号様式)	○	○
18	指定整備記録簿	○	○
19	共同設備の指定書		○
20	使用帳票類一式	○	○

※○印番号の書類は様式が定められています。

指定取得の流れ(フローチャート)

指定自動車整備事業を取得するまでの一連の流れについてまとめると以下のようになります。



■ 整備工場レイアウトガイド

法令により定められた作業場の面積基準を満たしながら、整備作業を行うための十分なスペース、車両の出入りを考慮した機能的なレイアウトが必要です。
レイアウトするに当たり気をつけなければならないことは、①「見せる整備」を基本とする、②回転の速い作業は入口付近で行うように作業効率を考慮する、③作業内容が共通する作業ストールを隣接する、④部品庫・収納スペース・トイレ等はメカニックの動線を十分考慮する、等です。

整備・点検作業場のレイアウト

基本スペースの決定

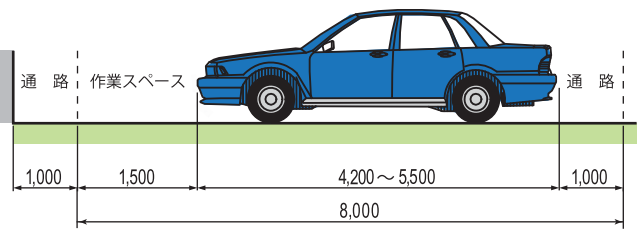
<間口>

車幅 × 2 以上

<奥行き>

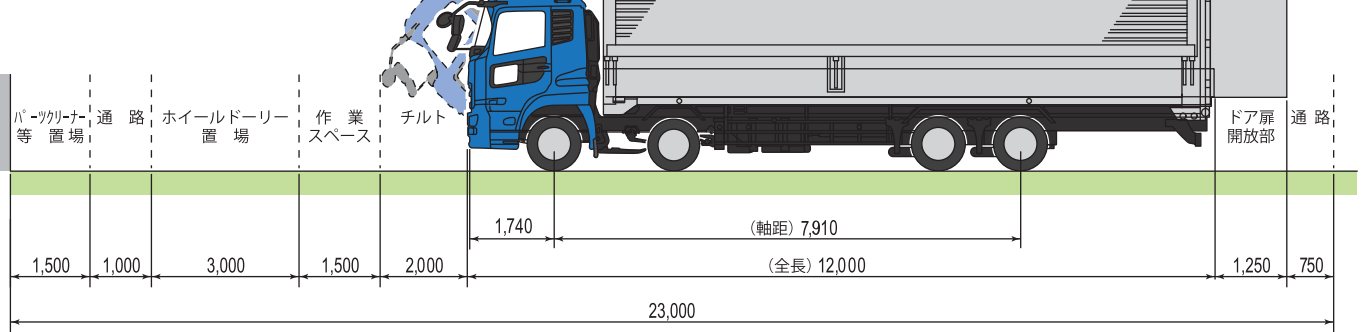
小型車：作業スペースを1.5m以上確保し、車両全長+1m以上
大型車：作業スペースを3.5m以上確保し、車両全長+1m以上
※但し、車両前方に作業台、部品置場等を設ける場合は、上記にその分を追加する。

乗用車の例



大型車の例

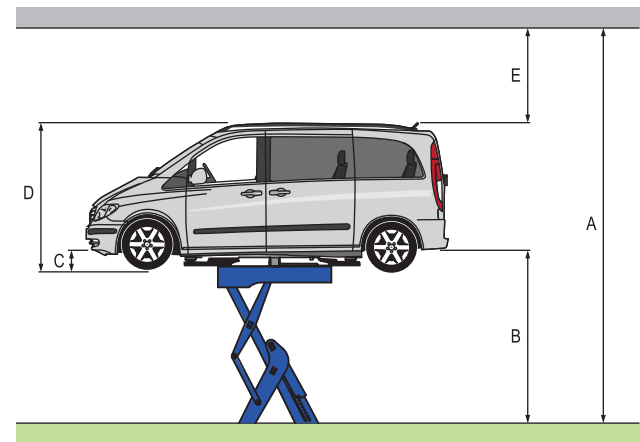
(ホイールドローリー設置時)



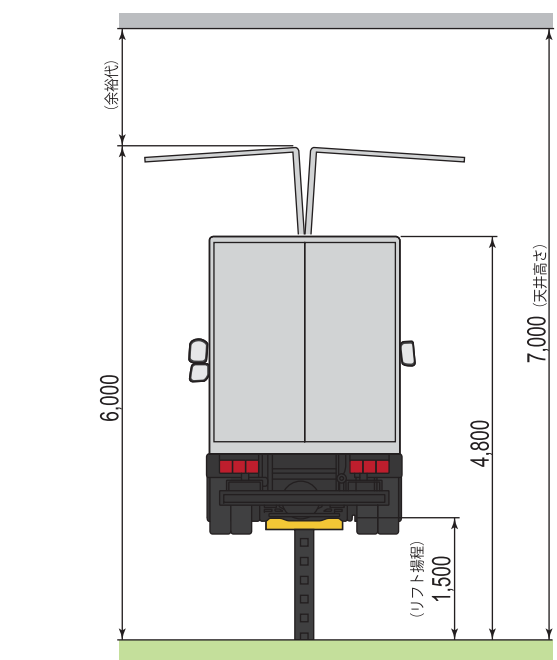
<天井高さ>

作業場の天井高さは、入庫する車種、リフトの揚程、機種等により決定し、作業に支障のない余裕を持たせる。

$$\text{天井高さ (A)} = \text{リフト最大揚程 (B)} + \text{車両の全高 (D)} + \text{余裕代 (E)} - \text{車両地上最低高 (C)}$$



大型ウイング車の天井高さ例



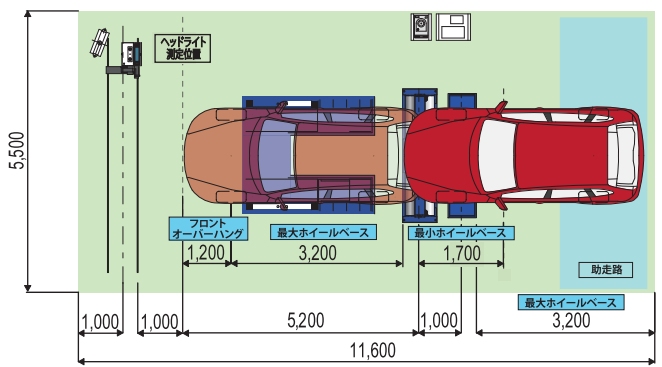
完成検査場のレイアウト

完成検査場は指定基準に定められた面積と検査機器の設置が必要です。車両進行方向、スペース、作業効率と使い勝手を考慮したレイアウトが大切になります。

基本スペースの決定

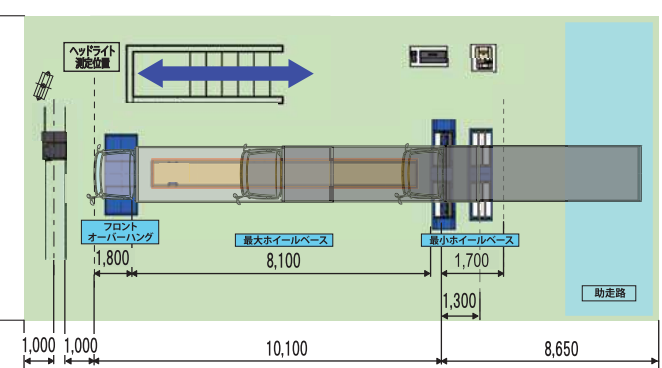
対象とする自動車	間口	奥行き	天井高さ
普通自動車(大型)	6 m	15～26m	対象となる車両の中で最も高い車両を基準にリフト揚程をプラスして決定します。 (大型車は特装車の入庫有無を確認)
大型特殊自動車			
普通自動車(中型)			
普通自動車(小型)	5 m	10 m以上	
普通自動車(乗用)			
小型四輪自動車			

標準的な設置例 (小型)



完成検査場条件			
フロントオーバーハング	300～1,200mm	許容軸重	4,000kg
ホイールベース	1,700～3,200mm	進行方向	後進後進

標準的な設置例 (大型/フリーローラーを用いた場合)



完成検査場条件			
フロントオーバーハング	300～1,800mm	許容軸重	10,000kg
ホイールベース	1,700～8,100mm	進行方向	後進後進

レイアウトの注意点

- 助走路は屋外でも認められますが、水平仕上げが条件です。
- 検査場にリフト、ピットを設置すると検査効率化につながります。
- 大型車対象の完成検査場は、多様な車種に対応する機器・レイアウトを検討して下さい。
- ニーズの増えているフルタイム4WDへの対応を考え、多軸式フリーローラーやBSテストを2台使用するコンビクワット等の設備も検討して下さい。

その他付帯設備スペース

付帯設備	基準スペース	備考	関連法令
部品整備作業場	普通大型・普通中型：12㎡ 普通小型：10㎡ 普通乗用・小型四輪：8㎡	認証基準で定められた面積を確保することはもちろんですが、大型車を対象とする場合は重整備ストールに接近したレイアウトが効果的です。	認証項目
部品庫	—	工場規模、対象車両、作業内容に加え部品の配送体制等の条件を検討し、適正な部品在庫量を決定の上設置する。	消防法・建築基準法
油脂庫	5㎡以上	油脂庫は危険物(油脂類)の保管庫になりますので、消防法に基づいた建築が必要です。	消防法・建築基準法
コンプレッサー室	5㎡以上	エアツールの動力源として十分な吐出量、タンク容量を確認し、機種を選定します。構造上専用室が設けられない場合などは、静音・防振型のコンプレッサーを検討ください。	公害防止・振動・騒音防止法
洗車場※	間口：5m / 奥行：8～10m 面積：40㎡～50㎡	作業効率、サービス品質の点からも門型洗車機の導入をお勧めします。	特定施設・水質汚濁防止法
廃棄物置場	10㎡以上	排出処理に基づく分別方式に沿った一時保管場所を設置します。	産業廃棄物処理法
排水処理施設	—	油水分離槽	—

※洗車場の普通基準スペースは普通乗用車の例。

各設備機器や条例に関する詳細は、各市区町村により異なる場合があります。
必ず各市区町村管轄の条例及び規定・指導をご確認ください。

作業機械

■ プレス

原 動 走 操 制 緩 連

※小型2輪のみを対象とする場合は不要



photo:GW8212-0000

商品番号	能力	対象の目安
GW8212-0000	5.0 t	軽自動車
GW8217-0000	15 t	小型
GW8218-0000	35 t	中型
GW8219-0000	60 t	大型

■ エアコンプレッサー

原 動 走 操 制 緩 連



photo:CM7120

パッケージタイプ 2段圧縮 ドライヤー付

商品番号	モーター	吐出量
CM7120	3.7kw	390L/min
CM7198	5.5kw	565L/min
CM7199	7.5kw	730L/min



photo:CM7183

レシプロタイプ 2段圧縮

商品番号	モーター	吐出量
CM7060	2.2kw	210L/min
CM7066	3.7kw	390L/min
CM7076	5.5kw	565L/min
CM7083	7.5kw	890L/min

※全商品共通:最高圧力1.4Mpa 50Hz/60Hz仕様がございます。

■ チェーンブロック

原 動 走 操 制 緩 連

※小型2輪のみを対象とする場合は不要



photo:LM4805-1000

ワンポイント/
使用できるように、
ワイヤー等で
設置すること
エンジンクレーンでの
代用可能

エンジンクレーン

商品番号	能力
LM4483-0000	1.0t



商品番号	能力	対象の目安
LM4805-1000	1.0t	乗用以上
LM4805-1500	1.6t	—
LM4805-2000	2.0t	—

■ バイス

原 動 走 操 制 緩 連



photo:GW8820-0002

商品番号	口開き
GW8820-0002	100mm
GW8821-0002	135mm
GW8822-0001	160mm

ワンポイント/
口開き75mm以上を
選定すること
使用できるように
作業台等に固定すること

■ 充電器

原 動 走 操 制 緩 連



photo:BS6602-0000



photo:BS6591-0100

商品番号	出力
BS6591-0100	12~24V
BS6602-0000	6~24V

ワンポイント/
大型・中型では
24V用対応充電器を
導入すること

作業計器

■ ノギス

原 動 走 操 制 緩 連



商品番号	最大測定値
GG9481-2000	150mm
GG9482-2000	200mm
GG9484-2000	300mm

■ プリセット型トルクレンチ

原 動 走 操 制 緩 連



商品番号	測定範囲	対象の目安
GG9130-0100	20~100N・m	軽自動車
GG9130-0200	40~200N・m	乗用・小型
GG9130-0700	100~700N・m	中型・大型

点検計器および点検装置

■ サーキットテスタ

原 動 走 操 制 緩 連



ワンポイント/
外部診断機の
併用不可

商品番号	測定項目
EG1837-2022	直流交流電圧・電流・ 抵抗・回転数等

■ 比重計

原 動 走 操 制 緩 連



photo:BS6637-1000

photo:KV9910-1103

商品番号	測定対象
BS6637-1000	鉛蓄電池電解液
KV9910-1103	鉛蓄電池電解液・LLC

■ コンプレッションゲージ

原 動 走 操 制 緩 連

※内燃機関の点検を行わない場合は不要



photo:ED1962-2000

商品番号	対象	測定範囲
EG1505-0001	ガソリン	0.1~2.5Mpa
ED1962-0000	ディーゼル	0.2~7.0Mpa

■ ガレージジャッキ



photo:LM4451-A000

エア式

商品番号	能力	揚程	対象の目安
LM4552-A000	3.0t	515mm	小型・乗用
LM4555-A000	5.0t	410mm	中型
LM4454-0002	10t	420mm	大型



photo:LM4454-0000

手動式

商品番号	能力	揚程	対象の目安
LM4554-0000	3.0t	515mm	小型・乗用
LM4404-0000	5.0t	410mm	中型
LM4405-0000	10t	400mm	大型

原 動 走 操 制 緩 連

※小型2輪のみを対象とする場合は不要

■ ハンディーバキュームポンプ

原 動 走 操 制 緩 連



ワンポイント/
負圧をかることのできる
ポンプと併用すること
バキュームゲージ
のみでは不可

商品番号	測定範囲
EG1513-0000	2~100kPa

■ エンジンタコテスタ

原 動 走 操 制 緩 連



photo:EG1837-2022



photo:ED1957-J000

ワンポイント/
外部診断機の
併用不可

商品番号	対象
EG1837-2022	ガソリン
ED1957-J000	ディーゼル

■ タイミングライト

原 動 走 操 制 緩 連

※ガソリンまたは液化石油ガスを
燃料とする原動機の点検を
行わない場合は不要



photo:EG1424-0000

ワンポイント/
外部診断機の
併用不可

photo:ED1423-0001

商品番号	電源
EG1424-0000	単一乾電池×2ヶ
ED1423-0001	車載バッテリー 12V

点検計器および点検装置

■ シックネスゲージ

原 動 走 操 制 緩 連



photo:GG9505-1000

ワンポイントノリフの長さ75mm以上かつ8枚以上を選定すること

商品番号	最大測定値
GG9505-0000	75mm
GG9505-1000	100mm
GG9505-2000	150mm

■ ダイアルゲージ

原 動 走 操 制 緩



《マグネットスタンド装着イメージ》

※本製品はマグネットスタンドに装着使用します。
（「GG9742-0001」または、「GG9742-1001（微調整機構付）」）

商品番号	測定範囲
GG9740-0001	0～10mm

■ トーインゲージ

走 操 制 緩



photo:IM2382-0000

ワンポイントノリフ四輪アライメントデスターでの代用可能

商品番号	測定範囲
IM2382-0000	100～1,800mm
IM2383-0000	100～2,500mm

■ キャンバ・キャスト・キングピンゲージ

走 操 制 緩

※小型二輪のみを対象とする場合は不要

※小型三輪のみを対象とする場合は不要



ワンポイントノリフ四輪アライメントデスターでの代用可能

商品番号	対象車両
IM2371-0000	小型車～普通車

■ ターニングラジアスゲージ

走 操 制 緩

※小型二輪のみを対象とする場合は不要

※小型三輪のみを対象とする場合は不要



photo:IM2353-0000

ワンポイントノリフ四輪アライメントデスターでの代用可能

商品番号	許容輪重
IM2352-0000	750kg/1ヶ
IM2353-0000	5,000kg/1ヶ

■ タイヤゲージ

走



photo:WS3859-9061

photo:WS3859-9121

商品番号	対象の目安	測定範囲
WS3859-9061	普通以下	25～600kPa
WS3859-9121	中型	50～1,200kPa

■ 一酸化炭素測定器・炭化水素測定器

原

※ガソリンまたは液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない場合は不要



photo:EG1802-0000

商品番号	測定成分
EG1802-0000	HC・CO
EG1802-5000	HC・CO・CO ₂ ・O ₂

工具

■ ホイールプーラー

走 制

※小型二輪のみを対象とする場合は不要



photo:WS3525-0000

商品番号	対象の目安
WS3525-0000	軽自動車
WS3526-0001	乗用
WS3413-0000	大型

点検計器および点検装置

■ 検車装置

原 動 走 操 制 緩

※小型二輪のみを対象とする場合は不要



photo:LM8385-3000



photo:LM8760-0000

パンタ式リフト

商品番号	能力	タイプ
LM8385-3000	3.2t	スライドボード 3段アーム付
LM8760-0000	3.0t	スライドボード
LM8762-0000	3.0t	スリムスライドボード



photo:LM8385-3000



photo:LM8229-0000

二柱リフト 門型二柱リフト

商品番号	能力	タイプ
LM8329-0000	3.2t	二柱 オフセット
LM8334-0000	4.0t	門型二柱 ワイド
LM8336-0000	4.0t	門型二柱 ハイボストワイド



photo:LM4195-F010

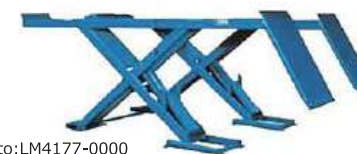


photo:LM4177-0000

ドライブオンリフト

商品番号	能力(下段+上段)
LM4195-F010	4.0t+3.0t
LM4177-0000	3.0t+2t

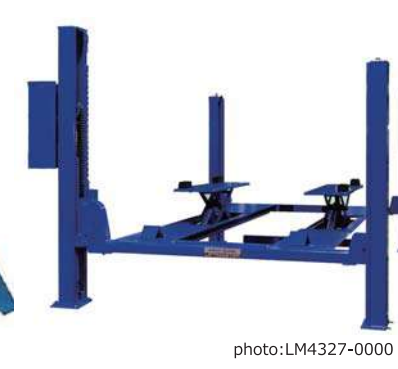


photo:LM4327-0000

4柱リフト

商品番号	能力
LM4324-0000	3.0t
LM4327-0000	3.5t
LM4321-0000	5.0t

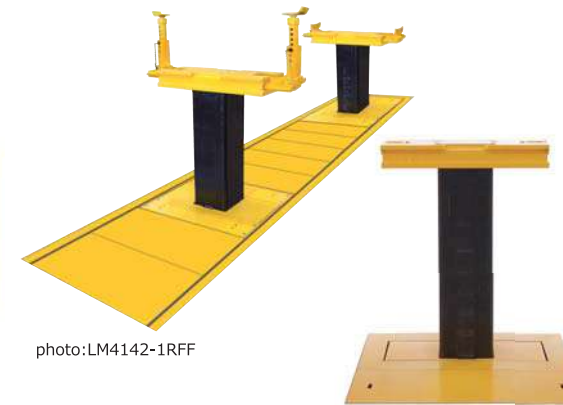


photo:LM4142-1RFF

photo:LM4149-00FF

大型車用リフト

商品番号	能力	タイプ
LM4142-1RFF	32t	ツインリフト
LM3032-20CF-S	32t	ツインリフト 油圧拡張受台
LM4149-00FF	15t	フラット フロントリフト

工具

■ ベアリングレースプーラー

動 走 制

※小型二輪のみを対象とする場合は不要



商品番号	適用径
HT7215-0000	20～60mm
HT7262-0000	40～90mm
HT7234-0000	80～220mm

■ グリースガン

原 動 走 操 制 緩 連



photo:LS5659-0001

photo:LS5648-00A2

商品番号	吐出量	補給方式
LS5648-00A2	72g/min	電動式
LS5659-0001	310ml/min	エア式
LS5622-0000	1.5g	手動式

■ 部品洗浄槽

原 動 走 操 制 緩 連



ワンポイントノリフ洗浄する部品に適した洗浄槽を選定すること

商品番号	洗浄部品 最大寸法
CS6388-000K	直径620×高さ300mm

作業機械

■ 水準器



商品番号	精度
IM2320-2700	±0.1432°以内

点検計器および点検装置

■ スキャンツール



photo:EG3005-0000



photo:EG3004-0000

エーミング証明書
発行可能！

自社の作業記録管理、また、
エビデンスとしてカーオーナーや
保険会社への提出に活用できます。

《対応エーミング一例》
・日産：アラウンドビュー モニター 他
・トヨタ：インテリジェントクリアランスソナー
前方レーダー光軸調整 他
・スバル：アイサイト 他
・ダイハツ：ステレオカメラ 他
・スズキ：デュアルセンサーブレーキサポート 他
・ホンダ：ホンダセンシングカメラ 他
・三菱：マルチアラウンドモニター
・BMW：走行エーミング 他
・三菱ふそう：マルチアラウンドモニター



<エーミング作業証明書>

商品番号	商品名	診断方法	診断可能車両
EG3005-0000	SSS-T2	無線OBD (コードレス)	乗用車・国産トラック
EG3004-0000	SSS-a II	有線OBD	乗用車・国産トラック

推奨設備機器

エーミング作業
手順(一例)

整備要領書を参考に
車両位置の墨出しをおこなう

ホワイトボード等に
指定のターゲットを貼りつける

スキャンツールを接続し、
エーミング作業を行う

■ エーミングサポートツール「ADAS MASTER (エーダスマスター)」



▶ 3本の平行ラインレーザーによる簡単車両正対 ▶ 墨出し・マーキング作業不要
▶ 視認性抜群のグリーンレーザー採用 ▶ 貼り付けが簡単な一体型ターゲット標準装備

※ターゲットは国産乗用車のみ付属

視認性の高いラインレーザー

一体型ターゲット

レーザーとターゲット位置を
合わせるだけの簡単貼付

商品番号
IM2310-0000

■ エーミングサポートツール「Dr.LINE(ドクターライン)」



▶ 専用のレーザーロボで、整備要領書指示の車両中心線・側線・直交線の
照射が可能

※国産乗用車のみ対応 ※本製品にはターゲットは付属してありません。

レーザーロボ

センター出しツール

商品番号	備考
IM2320-0001	
IM2321-0001	ターゲットボード (マグネット式)

推奨設備機器

■ ホイールアライメントテスター「Quick Aligner 3D Auto Boom」(クイックアライナー3Dオートブーム)



▶ アライメントサポートセンター 1年間無料
▶ 診断レポート印字 ▶ 32インチモニター標準装備
▶ スマートフォン・タブレットでの画面操作・測定数値確認

見やすい測定画面

見やすい配色・文字サイズ・分かりやすい操作指示で簡単測定

2種類のレポート印字

▼ ベーシックレポート ▼ グラフィカルレポート



ミラーリング機能



モニターから離れた位置でも画面操作が可能！
作業の効率化に貢献します！
Android/iOS
スマートフォン・タブレット対応！

※別途専用のアプリケーションのインストールが必要です
※タブレット・スマートフォンはお客様でのご用意をお願いいたします

商品番号
IM2340-0000

■ 大型車対応ホイールアライメントテスター「Jumbo 3D SUPER」(ジャンボ3Dスーパー)



▶ 3D高性能カメラでスピーディー測定 ▶ 最大5軸車まで測定可能
▶ 診断レポート印字可能 ▶ 32インチモニター標準装備 ▶ 見やすい測定画面
▶ デュアルサブモニター標準搭載 ▶ スマートフォン・タブレットでの画面操作・測定数値確認

見やすい測定画面

充実のミラーリング機能

モニターから離れた位置、ピットの中からも測定数値の確認が可能！

デュアルモニター

スマホ・タブレット

モニターから離れた位置でも画面操作が可能！
作業の効率化に貢献します！
Android/iOS
スマートフォン・タブレット対応！

※別途専用のアプリケーションのインストールが必要です
※タブレット・スマートフォンはお客様でのご用意をお願いいたします

商品番号
IM2330-0000

19 認証・指定ガイダンス

※ 掲載商品は一例です。製品能力等、地域により仕様条件が異なる場合がありますので、必ず管轄の自動車整備振興会へお問い合わせください。

認証・指定ガイダンス 20

自動車検査設備

■ サイドスリップテスト



デジタルメーター 吊下げ式

商品番号	許容輪荷重	備考
IM2213-5010	4.0t	
IM2201-6010	10t	一体型 軸スリップ対応
IM2202-6010	10t	左右分離型 軸スリップ対応

■ ブレーキ・速度計複合試験機



デジタルメーター 吊下げ式

商品番号	許容輪荷重	備考
IM2538-C010	4.0t	静音ローラー仕様 ABS測定
IM2538-B010	4.0t	静音ローラー仕様
IM2599-7011	10t	満ローラー仕様
IM2593-7011	10t	静音ローラー仕様

■ 前照灯試験機(ヘッドライトテスト)



商品番号	仕様
IM2774	画像処理 自動式

商品番号	仕様
IM2703	画像処理 手動式

商品番号	仕様
IM2707	画像処理 目視式

■ 音量計・騒音計



商品番号	規格
IM2801-A000	音量計
IM2789-0000	騒音計

■ オパシメータ



商品番号	規格
IM5021-0000	ワイヤレスリモコン式

主要設備機器

■ オイルバケットポンプ



商品番号	容量	吐出量
LS5354-0000	20L	60ml/ストローク 簡易型
LS5357-0000	20L	60ml/ストローク

推奨設備機器

■ ホイールバランサー



商品番号	適応リム径	適応リム幅
WS3210-L000	10～26インチ	2～15インチ
WS3210-X000	10～26インチ	2～15インチ
WS3210-S000	10～20インチ	2～15インチ
WS3210-V000	10～20インチ	2～15インチ
WS3197-2000	10～30インチ	2～20インチ

■ フリーローラー



商品番号	許容輪荷重
IM2485-0000	500kg/1ヶ
IM2486-1000	1,000kg/1ヶ

■ フルタイムヘルパー (可搬式)



商品番号	許容輪荷重
IM2485-0000	500kg/1ヶ
IM2486-1000	1,000kg/1ヶ

■ 電子計測機器(オシロスコープ等)



商品番号	サンプリング速度
EG1883-0000	最大2MS/秒

主要設備機器

■ ラジエータキャップテスト



※車種に応じた専用アダプター(オプション)が必要です。

商品番号	測定範囲
EG1765-0000	10～200kPa

■ スキャンツール



商品番号	診断方法	診断可能車両
EG3005-0000	無線OBD (コードレス)	乗用車・国産トラック
EG3004-0000	有線OBD	乗用車・国産トラック